

議案第 10 号

瑞穂町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 27 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

長岡コミュニティセンタートレーニングルームの使用条件を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

瑞穂町コミュニティセンター条例（平成 13 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「同一の者が」の前に「トレーニングルームを除き、」を加える。

別表第 3 中

「

使用区分	午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間
施設名	9 時～1 1 時 30 分	1 1 時 3 0 分～2 時	2 時～4 時 30 分	4 時 30 分～7 時	7 時～9 時 30 分
ホール A	1 区分につき 1, 0 0 0				

ホール B	1 区分につき 1, 0 0 0
トレーニン グループ	1 人につき 1 0 0 ただし、使用できる者は、中学生以上とする。

」を

「

使用区分 施設名	午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間
	9 時～ 1 1 時 3 0 分	1 1 時 3 0 分～ 2 時	2 時～ 4 時 3 0 分	4 時 3 0 分～ 7 時	7 時～ 9 時 3 0 分
ホール A	1 区分につき 1, 0 0 0				
ホール B	1 区分につき 1, 0 0 0				

使用区分 施設名	午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
トレーニン グループ	1 人につき 1 回 2 時間以内 1 0 0 ただし、使用できる者は、中学生以上とする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

瑞穂町コミュニティセンター条例 新旧対照表

新	旧																																																												
<p>第1条から第6条 略</p> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 コミュニティセンターの使用は、<u>トレーニングルームを除き、同一の者が連続して3日を超えて使用することはできない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第8条から第17条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p> <p>別表第3(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">長岡コミュニティセンター使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">午前 1</th> <th style="text-align: center;">午前 2</th> <th style="text-align: center;">午後 1</th> <th style="text-align: center;">午後 2</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td style="text-align: center;">9時 ～11 時30 分</td> <td style="text-align: center;">11時 30分 ～2 時</td> <td style="text-align: center;">2時 ～4 時30 分</td> <td style="text-align: center;">4時3 0分 ～7 時</td> <td style="text-align: center;">7時 ～9 時30 分</td> </tr> <tr> <td>ホールA</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">1区分につき1,000</td> </tr> <tr> <td>ホールB</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">1区分につき1,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">午前9時～午後9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td style="text-align: center;">1人につき1回2時間以内100 ただし、使用できる者は、中 学生以上とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用区分	午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間	施設名	9時 ～11 時30 分	11時 30分 ～2 時	2時 ～4 時30 分	4時3 0分 ～7 時	7時 ～9 時30 分	ホールA	1区分につき1,000					ホールB	1区分につき1,000					使用区分	午前9時～午後9時30分	施設名		トレーニングルーム	1人につき1回2時間以内100 ただし、使用できる者は、中 学生以上とする。	<p>第1条から第6条 略</p> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 コミュニティセンターの使用は、<u>_____同一の者が連続して3日を超えて使用することはできない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第8条から第17条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p> <p>別表第3(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">長岡コミュニティセンター使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">午前 1</th> <th style="text-align: center;">午前 2</th> <th style="text-align: center;">午後 1</th> <th style="text-align: center;">午後 2</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td style="text-align: center;">9時 ～11 時30 分</td> <td style="text-align: center;">11時 30分 ～2 時</td> <td style="text-align: center;">2時 ～4 時30 分</td> <td style="text-align: center;">4時3 0分 ～7 時</td> <td style="text-align: center;">7時 ～9 時30 分</td> </tr> <tr> <td>ホールA</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">1区分につき1,000</td> </tr> <tr> <td>ホールB</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">1区分につき1,000</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">1人につき100 ただし、使用できる者は、中 学生以上とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用区分	午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間	施設名	9時 ～11 時30 分	11時 30分 ～2 時	2時 ～4 時30 分	4時3 0分 ～7 時	7時 ～9 時30 分	ホールA	1区分につき1,000					ホールB	1区分につき1,000					トレーニングルーム	1人につき100 ただし、使用できる者は、中 学生以上とする。				
使用区分	午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間																																																								
施設名	9時 ～11 時30 分	11時 30分 ～2 時	2時 ～4 時30 分	4時3 0分 ～7 時	7時 ～9 時30 分																																																								
ホールA	1区分につき1,000																																																												
ホールB	1区分につき1,000																																																												
使用区分	午前9時～午後9時30分																																																												
施設名																																																													
トレーニングルーム	1人につき1回2時間以内100 ただし、使用できる者は、中 学生以上とする。																																																												
使用区分	午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間																																																								
施設名	9時 ～11 時30 分	11時 30分 ～2 時	2時 ～4 時30 分	4時3 0分 ～7 時	7時 ～9 時30 分																																																								
ホールA	1区分につき1,000																																																												
ホールB	1区分につき1,000																																																												
トレーニングルーム	1人につき100 ただし、使用できる者は、中 学生以上とする。																																																												

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。